

## 議 事 内 容

専務	<p>皆様、ご着席ください。 会議に入る前に、農協の改選及び農業委員の統一改選により常設審議委員が交代されていますので、自己紹介をお願いします。</p>
常設審議委員	(挨拶)
専務	<p>ありがとうございました。 本日の「第17回常設審議委員会」については、常設審議委員の総数19名に対し17名の出席をいただいておりますので、過半数に達していますので、常設審議委員会運営規程第11条に基づき、本委員会は成立していることを先ずもって報告いたします。 それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>本日は第17回常設審議委員会となりますが、ご出席いただきありがとうございます。 約1年半前、制度改正により常設審議委員会がスタートいたしまして、当会議も一般社団法人となり、そこから数えて17回目でございます。 先月の統一改選で12の市町が新しい体制に変わっており、その中で6つの市町で会長が交代されております。先程ご紹介いただいた鳥栖市の堤会長、中央会の金原会長、JAさがの中村副会長におかれては、新しく常設審議委員になられまして、また、会長さんではあられましたが、白石町の川崎会長、武雄市の佐佐木会長、嬉野市の西田会長におかれては、今回から常設審議委員のメンバーとなられましたので、どうかよろしくお願い申し上げます。 ところで、本日の常設審議委員会では、農地法による農業委員会からの意見聴取については、第4条・2件うち3,000㎡を超える案件が1件、第5条・6件うち3,000㎡を超える案件は5件、合計8件うち3,000㎡を超える案件は6件となっております。 どうか慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
専務	<p>ありがとうございます。 それでは、常設審議委員会に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規程に基づき、議長を会長にお願いします。</p>
議長	<p>只今から議事に入ります。 議事録署名者として、市・委員と町・委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議長	<p>それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局</p>

及び農業会議事務局から説明をお願いします。

農業会議事務局

(前月の審議案件の結果について報告)

市より、本日業務の都合により出席できないと連絡を受けておりますので、代わって説明をいたします。

整理番号 4 - 1、 農業委員会経由、 申請の牛舎用地への転用において、申請地は 市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であり、用途区分の変更である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号 5 - 1、 申請の条件付分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業会議事務局

市の案件について説明いたします。

整理番号 5 - 2、 申請の保育園用地への転用において、申請地は都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域であることから第 3 種農地であり、許可相当と判断されております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号 5 - 3、 申請の条件付宅地分譲用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号 5 - 4、 申請の太陽光発電施設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号 5 - 5、 申請の土地区画整理事業の施工用地への転用において、申請地は都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域であることから第 3 種農地であり、許可相当と判断しております。

本申請は工区を 3 工区としており、第 1 期が平成 26 年 4 月申請、第 2 期が平成 28 年 2 月申請、今回の第 3 期で最後の申請となります。

農業会議事務局		最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件については、農地法第4条関係が市の1件、農地法第5条関係が市の1件ございます。 併せてご審議のほどお願いします。
議	長	農地法第4条関係2件、第5条関係6件、合計8件について説明がありました。 ここで、3,000㎡を超える6案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議	長	はじめに、農地法第4条関係、農業委員会経由、申請の牛舎用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員	参考事項に有害物質貯蔵指定施設設置届出済みとありますが、牛を飼う中で何が有害物質になるのですか。
	委員	堆肥と水質汚濁の点で、堆肥はすぐに堆肥舎に持っていかれるので一時的に外に置くとのことですが、水質汚濁防止法の関係でなるべく流さない方向でされているようです。
	委員	有害物質とは、水銀とかシアンとかが該当するはずですので、参考事項に記載されている名称がおかしいのではないのでしょうか。有害物質貯蔵となっていますが、堆肥は別に有害物質ではないと思います。
	委員	関連ですが、この届け出先はどこになるのですか。
農業会議事務局		県知事です。 届出の名称が、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届となっているので、特定施設の方にあたるとおられます。
	委員	分かりました。
議	長	他に、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員	先程の説明で野積みするとのことでしたが、今は野積みすること自体が禁止されているのですが、設置届済みということで許可できるものなのでしょうか。
	委員	下はコンクリートにされていて、農協の堆肥センターに持っていくまでの一時的な置場ということです。
議	長	他に、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員	かなり大きな牛舎ですけど、全体で何頭飼われるのかということと、通路が約1万㎡ということ、牧場のような放し飼いをされるということなのをお尋ねします。
委員	1棟の中に大体60頭ということで、放し飼いはしないけれどもゆっくり育てるために広く面積をとっていると聞いております。
委員	分かりました。
議長	他に、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の条件付分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	農地区分を第2種農地と判断された理由について、先程説明いただきましたがもう一回お願いできますか。
農業委員会	申請地は、圃場整備等の公共投資が入っておりませんので、小集団の生産性の低い農地ということで第2種農地と判断しております。
委員	分かりました。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして

- 農業委員会会長に回答いたします。
- 議 長 次に、農地法第5条関係、 農業委員会経由、 申請の保育園用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 委 員 転用地の価格が、27,300千円と非常に高く、また借地料についても、通常有り得ないくらい高いと思いますので、その経緯をお聞きしたい。それと、所有権移転の1,877㎡、これは1枚ですか。
- 委 員 以前この辺りは坪26万円ぐらいしていて、今は20万円ぐらいに下がっているのですが、土地の値段は大体それぐらいだと思います。所有権は903㎡と974㎡の2枚です。
- 委 員 宅地並みの価格ですね。付近に影響を及ぼすのではと思いません。
- 委 員 周りも大体同じぐらいのようです。
- 議 長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 委 員 一 同 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委 員 一 同 (挙手多数)
- 議 長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
- 議 長 次に、農地法第5条関係、 農業委員会経由、 申請の条件付宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 委 員 一 同 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委 員 一 同 (挙手多数)
- 議 長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。

議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の太陽光発電施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員	転用地の価格が40千円と特別安いのはなぜでしょうか。
	農業委員会	東西南北全て山林、原野であり、価格については両方で合意をされたものとみております。
	委員	特段理由はないのですね。
	農業委員会	そうです。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委	員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委	員 一 同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の土地区画整理事業の施行用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員	土地区画整理事業をする場合、県の方へ届け出られていると思うのですが、全体計画を先に提出されるということではないのですか。
	農業委員会	全体計画は先に提出されております。
	委員	その中に含まれていますよね。
	農業委員会	はい。
	委員	ではこの手続きは必要ですか。
	農業委員会	総工事が4haを超えるので、大臣許可がいるためです。
	委員	はい、分かりました。

委員	商業・業務用地としての利用というのは、何への転用ですか。
農業委員会	全てが整った後は、土地開発公社が借上げて、嬉野医療センターができる予定です。今回の申請地については通常の部分にはなりません。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、1,000㎡以上3,000㎡以下の案件についても異議ないものと認め、先ほどご決定いただきました3,000㎡を超える案件と合わせ、本日意見を求められた農地法第4条関係2件、第5条関係8件について、各市町農業委員会会長に異議なしとして回答することといたします。 以上をもって、議事を終了いたします。
	議 事 終 了
専務	ありがとうございました。 以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

1 4 時 3 5 分

ここに議事の内容を記録し署名する。

議 長

坂 井 邦 夫

---

議事録署名者

堤 泰 子

---

”

川 崎 薫

---